

特別管理産業廃棄物の項目追加等に関する論点整理について

【特別管理産業廃棄物の項目追加とその判定基準の設定等】

○ 対策の基本的なあり方について

行政上の政策目標である環境基準及び地下水環境基準が見直されたことを踏まえ、廃棄物処理法施行令第2条の4に定める特別管理産業廃棄物の項目等を見直すべきか。

- ◆ 従来と同様の考え方により、以下の事項について見直すことが必要である。

- ① 特別管理産業廃棄物の判定基準及び発生施設の規定
- ② 有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準
- ③ 上記①及び②の基準に係る産業廃棄物の検定方法

○ 1,4-ジオキサン

<環境基準及び地下水環境基準に0.05mg/Lが新たに設定された。>

1. 特別管理産業廃棄物の判定基準及び発生施設について

(特別管理産業廃棄物の項目に係る規定)

項目として設定するか。どのようなレベルを設定するか。
また、発生施設をどのように規定するか。

- ◆ 昨年度実施した実態調査において、廃棄物中の1,4-ジオキサン濃度を測定した結果、汚泥、廃酸、廃アルカリについては高濃度で検出されていることから、これら及びこれらの処理物については特別管理産業廃棄物の項目へ追加すべきであるが、燃え殻、鉱さいについてはほとんど検出されておらず、検出されても低濃度であることから、特別管理産業廃棄物の項目への追加しないこととしてはどうか。指定下水汚泥についてもほとんど検出されていないが、指定の趣旨を鑑み基準値を設定する必要があるのではないか。

ばいじんについては、環境基準の10倍値である0.5mg/Lを超えて検出されているものもあることから、特別管理産業廃棄物の項目への追加について検討が必要ではないか。

また、廃プラスチックから1,4-ジオキサンが検出されているが、現在廃プラスチックには特別管理産業廃棄物となる項目がないことも踏まえ、検討が必要ではないか。

基準値としては、これまでと同様に廃酸・廃アルカリについては環境基準の100倍値である5mg/L、その他については環境基準の10倍値である0.5mg/Lとして設定することとしてはどうか。

(参考)

- ・これまで、特別管理産業廃棄物の判定基準及び発生施設については、水濁法等に基づく特定施設から有害物質を含む廃棄物が排出されるおそれがある場合には、当該特定施設及びそこから排出される廃棄物の種類を廃棄物処理法施行令第2条の4で指定し、一定以上の有害物質を含む廃棄物を特別管理産業廃棄物として指定している。

- ・ 現行の特別管理産業廃棄物の判定基準では、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物(VOC)に係る基準値を以下のとおり設定している。
 - 廃酸・廃アルカリ(処理物含む)：環境基準の100倍(排水基準の10倍)¹
 - 燃え殻・ばいじん・鉱さい：設定なし
 - 汚泥・処理物(廃酸・廃アルカリを除く)：環境基準の10倍(排水基準と同じ)²
- ・ 指定下水汚泥は、下水道法施行令第13条の4において、汚泥に含まれる有害物質の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定するものである。

- ◆ 発生施設の規定については、副生成過程を含め、幅広く実態を精査した上で、1,4-ジオキサンを含む廃棄物を排出するおそれのある施設を規定すべきではないか。

特別管理産業廃棄物の判定基準について、より厳しい基準値の設定は必要か。

- ◆ 最終処分場の排水処理施設における一般的な処理方法(凝集沈殿や生物処理等)での1,4-ジオキサンの除去効果等を踏まえ、より厳しい基準値を設定することも考えられるが、最終処分場の放流水への暫定排水基準の設定状況を踏まえ、検討が必要ではないか。
(参考)
 - 文献調査の結果から、1,4-ジオキサンは、オゾン処理や活性炭吸着法に一定の効果があることが確認されているものの、凝集沈殿のような物理化学的処理や活性汚泥法のような生物処理といった通常の排水処理では除去が困難な物質とされている。

2. 有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準

(遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準)

項目として設定するか。どのようなレベルを設定するか。

また、発生施設をどのように規定するか。

- ◆ 1. の考え方と同様に、汚泥・処理物(廃酸・廃アルカリを除く)については有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る項目へ追加すべきであるが、燃え殻、鉱さいについては追加しないこととしてはどうか。また、指定下水汚泥については追加する必要が、ばいじんについては追加の検討が必要ではないか。

廃プラスチックから1,4-ジオキサンが検出されているが、現在廃プラスチックには有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る項目がないことも踏まえ、検討が必要ではないか。

¹ 廃酸・廃アルカリは、海洋投入処分で、拡散型排出方法(海面下に航行中に排出)により排出されるものであり、投入直後においてその廃棄物に含まれる有害物質のほとんどが環境水中に溶け出すものと考えられるので、これらの廃棄物に含まれる有害物質の含有量を規制することとし、その具体的な判定基準の数値は、希釈効果を期待して環境基準の100倍とされている(環境庁水質保全局海洋汚染・廃棄物対策室監修「産業廃棄物分析マニュアル」から引用)。

² 内陸埋立処分の規定が適用される。埋立処分される廃棄物は、廃棄物中に含まれる有害物が埋立地から地下水及び公共用水域へ浸出する水に溶け出す度合が問題となるので溶出試験によってその有害性が判定され、その具体的な判定基準の数値は、排水基準どおりとされている(環境庁水質保全局海洋汚染・廃棄物対策室監修「産業廃棄物分析マニュアル」から引用)。

基準値としては、これまでと同様に環境基準の10倍値である0.5mg/Lとして設定することとしてはどうか。

(参考)

- ・これまで、有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準及び発生施設については、水濁法等に基づく特定施設から有害物質を含む廃棄物が排出されるおそれがある場合には、当該特定施設及びそこから排出される廃棄物の種類を廃棄物処理法施行令第6条の5で指定し、一定以上の有害物質を含む廃棄物を有害な特別管理産業廃棄物として指定してきたところである。
- ・現行の有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準では、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物（VOC）に係る基準値を以下のとおり設定している。
 - 燃え殻・ばいじん・鉱さい：設定なし
 - 汚泥・処理物：環境基準の10倍（排水基準と同じ）³
- ◆発生施設の規定については、副生成過程を含め、幅広く実態を精査した上で、1,4-ジオキサンを含む廃棄物を排出するおそれのある施設を規定すべきではないか。

有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準について、より厳しい基準値の設定は必要か。

- ◆最終処分場の排水処理施設における一般的な処理方法（凝集沈殿や生物処理等）での1,4-ジオキサンの処理効果等を踏まえ、より厳しい基準値を設定することも考えられるが、最終処分場の放流水への暫定排水基準の設定状況を踏まえ、検討することが必要ではないか。

(参考)

- ・なお、文献調査の結果から、1,4-ジオキサンは、オゾン処理や活性炭吸着法に一定の効果があることが確認されているものの、凝集沈殿のような物理化学的処理や活性汚泥法のような生物処理といった通常の排水処理では除去が困難な物質とされている。

3. 上記1及び2の基準に係る産業廃棄物の検定方法

どのような検定方法をどう設定するか。

- ◆従来と同様の考え方により、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（S48環告示13号）」に基づき、同様の物性であると考えられる他の揮発性有機化合物（VOC）類の検定方法を基に検討した結果、良好な結果が得られた下記の方法でよいか。
 - パージトラップ法
 - ヘッドスペース法
 - 固相抽出法

³ 埋立処分される廃棄物は、廃棄物中に含まれる有害物が埋立地から地下水及び公共用水域へ浸出する水に溶け出す度合が問題となるので溶出試験によってその有害性が判定され、その具体的な判定基準の数値は、排水基準どおりとされている。（環境庁水質保全局海洋汚染・廃棄物対策室監修「産業廃棄物分析マニュアル」から引用）。

○ 塩化ビニルモノマー

<環境基準の設定はなし。地下水環境基準に0.002mg/Lが新たに設定された。>

○ 1,2-ジクロロエチレン

<環境基準は、シス-1,2-ジクロロエチレンについて0.04mg/Lのまま変更なし。

地下水環境基準は、環境基準と同内容であったが、1,2-ジクロロエチレン（シス体とトランスクロロエチレンの量の和）について0.04mg/Lに変更された。>

塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンについて、行政上の政策目標である地下水環境基準が見直されたことを踏まえ、廃棄物処理法施行令第2条の4に定める特別管理産業廃棄物の項目へ追加すべきか。

- ◆ 廃棄物最終処分場の放流水等に係る実態調査の結果において、塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンが高濃度で検出された最終処分場はなかったことから、特別管理産業廃棄物へ追加しないこととしてはどうか。

(参考)

- ・ 塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンについては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン（特別管理産業廃棄物）などの有機塩素系化合物が地下の嫌気性条件下で分解・生成されることを想定して水質汚濁に係る地下水環境基準に追加されるものであり、排出物・処理物に含まれることを想定していない。

○ 1,1-ジクロロエチレン

<従前からの環境基準及び地下水環境基準の0.02mg/Lが0.1mg/Lに変更された。>

1. 特別管理産業廃棄物の判定基準及び発生施設について

(特別管理産業廃棄物の項目に係る規定)

どのようなレベルを設定するか。

- ◆ 1,1-ジクロロエチレンの環境基準が0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更されたことに伴い、これまでと同様に特別管理産業廃棄物の判定基準値を廃酸・廃アルカリについては10mg/Lへ、汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く）については1mg/Lへと変更することとしてはどうか。

(参考)

- ・ 1,1-ジクロロエチレンに係る現行の基準値は以下のとおりである。
 - 廃酸・廃アルカリ（処理物含む）：2mg/L（環境基準の100倍（排水基準の10倍））
 - 燃え殻・ばいじん・鉱さい：設定なし
 - 汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く）：0.2mg/L（環境基準の10倍（排水基準と同じ））

2. 有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準

(遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準)

有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準をどのようなレベルに設定するか。

- ◆ 1,1-ジクロロエチレンの環境基準が0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更されたことに伴い、これまでと同様に特別管理産業廃棄物の判定基準値を、汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く）については1mg/Lへと変更することとしてはどうか。

(参考)

- ・ 1,1-ジクロロエチレンに係る現行の基準値は以下のとおりである。
 - 燃え殻・ばいじん・鉱さい：設定なし
 - 汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く）：0.2mg/L（環境基準の10倍（排水基準と同じ））